

○工事現場等における施工体制の点検要領 新旧対照表

新	旧
<p>3 点検担当者 (1) 点検業務を効率的に実施するため、契約・建設業係等事務担当者と監督員等技術担当者及び上司等が連携分担して対応するものとする。</p> <p>(2) 省略</p> <p>5 点検結果の処理 (1) 省略</p> <p>(2) 疑義若しくは不適切な事例があった場合 疑義がある場合は再調査や受注者に再確認するなどして、最終的に不適切な点を把握した場合、原則として各地方局建設部・土木事務所が受注者に対し文書で改善を求めることとするが、監理技術者等の資格や専任に関する違反、一括下請負など重大・悪質な違反に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、上記(1)の規定にかかわらず直ちに土木管理課及び事業所管課に連絡する。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>3 点検担当者 (1) 点検業務を効率的に実施するため、契約__建設業係等事務担当者と監督員等技術担当者及び上司等が連携分担して対応するものとする。</p> <p>(2) 省略</p> <p>5 点検結果の処理 (1) 省略</p> <p>(2) 疑義若しくは不適切な事例があった場合 疑義がある場合は再調査や受注者に再確認するなどして、最終的に不適切な点を把握した場合、原則として各地方局建設部・土木事務所が受注者に対し文書で改善を求めることとするが、監理技術者__の資格や専任に関する違反、一括下請負など重大・悪質な違反に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、上記(1)の規定にかかわらず直ちに土木管理課及び事業所管課に連絡する。</p> <p>(3) 省略</p>

新					旧						
7 工事規模等区分ごとの具体的な点検要領					7 工事規模等区分ごとの具体的な点検要領						
		(1)大規模工事等	(2)監理技術者専任工事	(3)主任技術者専任工事等	(4)その他工事			(1)大規模工事等	(2)監理技術者専任工事	(3)主任技術者専任工事等	(4)その他工事
①点検対象工事	書類審査	全ての工事	全ての工事	全ての工事	全ての工事	①点検対象工事	書類審査	全ての工事	全ての工事	全ての工事	全ての工事
	工事現場	全ての工事	全ての工事	全ての工事	適宜（下請額の大きい工事等全件数の5%程度を選定）		工事現場	全ての工事	全ての工事	全ての工事	適宜（下請額の大きい工事等全件数の5%程度を選定）
②点検の頻度	書類審査	書類審査の都度	書類審査の都度	書類審査の都度	書類審査の都度	②点検の頻度	書類審査	書類審査の都度	書類審査の都度	書類審査の都度	書類審査の都度
	工事現場	2か月に1回程度	施工中2～3回（着手後早期、工事最盛期、体制変更時等）	施工中2～3回（着手後早期、工事最盛期、体制変更時等）	施工中1～2回（着手後早期、工事最盛期等）		工事現場	2か月に1回程度	施工中2～3回（着手後早期、工事最盛期、体制変更時等）	施工中2～3回（着手後早期、工事最盛期、体制変更時等）	施工中1～2回（着手後早期、工事最盛期等）
③施工中1回以上点検する項目	書類審査	全ての項目	全ての項目	全ての項目	全ての項目	③施工中1回以上点検する項目	書類審査	全ての項目	全ての項目	全ての項目	全ての項目
	工事現場	全ての項目	211 現場代理人等の同一性 231 施工体制台帳 232 施工体系図	211 現場代理人等の同一性 231 施工体制台帳 232 施工体系図	211 現場代理人等の同一性 231 施工体制台帳 232 施工体系図		工事現場	全ての項目	211 現場代理人等の同一性 231 施工体制台帳 232 施工体系図	211 現場代理人等の同一性 231 施工体制台帳 232 施工体系図	211 現場代理人等の同一性 231 施工体制台帳 232 施工体系図
④繰り返し点検する項目	工事現場	214 監理技術者（補佐含む）の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	214 監理技術者（補佐含む）の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	214 主任技術者の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	214 主任技術者の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	④繰り返し点検する項目	工事現場	214 監理技術者の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	214 監理技術者の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	214 主任技術者の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	214 主任技術者の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与
	書類審査	事務担当者・技術担当者（必要に応じ監視班等がチェック）	事務担当者・技術担当者	事務担当者・技術担当者	事務担当者・技術担当者		書類審査	事務担当者・技術担当者（必要に応じ監視班等がチェック）	事務担当者・技術担当者	事務担当者・技術担当者	事務担当者・技術担当者
⑤点検の分担	工事現場	監視班（複数の班員による） 必要に応じ技術担当者が補足	技術担当者	技術担当者	技術担当者	⑤点検の分担	工事現場	監視班（複数の班員による） 必要に応じ技術担当者が補足	技術担当者	技術担当者	技術担当者
	共通	疑義等の有無に関わらず、土木部監視班へ結果を報告	疑義や不適切な点があった場合は、出先機関監視班に結果を報告 必要に応じ土木部監視班に報告				共通	疑義等の有無に関わらず、土木部監視班へ結果を報告	疑義や不適切な点があった場合は、出先機関監視班に結果を報告 必要に応じ土木部監視班に報告		
⑦その他	共通	・点検項目は適宜再チェックする。				⑦その他	共通	・点検項目は適宜再チェックする。			
附則 この要綱は、平成13年 7月 1日から施行する この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する この要綱は、平成25年 5月 1日から施行する この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する <u>この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する</u>					附則 この要綱は、平成13年 7月 1日から施行する この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する この要綱は、平成25年 5月 1日から施行する この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する						

